

鳥取市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 2 5 号

鳥取市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市職員給与条例施行規則（昭和 2 6 年鳥取市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（扶養手当の支給）

第 6 条 新たに条例第 7 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、別記様式により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として次に掲げる場合には、同項の規定による届出を要しない。

- (1) 扶養手当を受けている職員が離職し、若しくは死亡した場合又は条例第 7 条の規定の適用の対象から除外される職員となった場合
- (2) 扶養親族たる子又は条例第 7 条第 2 項第 2 号若しくは第 4 号に該当する扶養親族が、満 2 2 歳に達した日（満 2 2 歳の誕生日の前日をいう。）以後の最初の 3 月 3 1 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる父母等で前項の規定による届出に係るものがあり、かつ、扶養親族たる配偶者が不在の 8 級職員等が 8 級職員等以外の職員となった場合

- (4) 扶養親族たる父母等又は扶養親族たる配偶者で前項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員等以外のものが8級職員等となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るもののうち特定期間（満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。以下この号において同じ。）にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- (6) 扶養手当を受けている職員で離職の日又はその翌日（当該翌日が鳥取市の休日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条に規定する鳥取市の休日をいう。以下この号において同じ。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い鳥取市の休日でない日を含む。）に引き続き給料表の適用を受けることとなる職員（当該適用の時点で、条例第7条第1項の職員たる要件を具備している職員に限る。）が当該離職のみを理由として、条例第7条第1項の職員たる要件を欠くに至る場合（任命権者を異にして給料表の適用を受けることとなる場合を除く。）

第7条第1項中「前条」を「前条第1項」に改め、同項に後段として次のように加える。

前条第2項に規定する場合においても、同様とする。

第8条の次に次の1条を加える。

（支給の始期及び終期）

第8条の2 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第7条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（職員の扶養親族として認定されているものが、遡及して第7条第2項に該当することとなったために扶養親族たる要件を欠くに至る場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で職員又は当該扶養親族が扶養親族たる要件を欠くに至る事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（年金の額を遡及して改定する旨の通知を同居の家

族が受領した日等を含む。))の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第6条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(令和7年改正条例附則第10項の規定が適用される間の読替え)
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、この規則による改正後の第6条、第7条、第8条の2及び第9条の2の規定中「条例第7条」とあるのは「鳥取市職員給与条例等の一部を改正する条例(令和7年鳥取市条例第1号)附則第10項の規定により読み替えられた条例第7条」とする。